

議案第 6 号

市川市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

市川市公衆トイレの設置及び管理に関する条例（平成元年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表さわやかハウス八幡の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

理 由

新たな公共施設を整備することに伴い、さわやかハウス八幡を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。